

令和7年度 一関市人財育成支援事業補助金の概要



	新規高卒者人財育成支援事業補助金	若者等人財育成支援事業補助金																
1. 概要	一関市では、新規高卒者または若者等（新規学卒者及びUIJターン者）の地元就職及び定着を促進するため、新規高卒者、若者等を雇い入れた事業主に対し、採用後に実施するOJTまたはOFF-JT等の人材育成費用及び資格の取得に直接要した資格取得費用を予算の範囲内で助成します。 OJT実施の効果としては、実践的な業務知識の習得や社内コミュニケーションの円滑化などが期待されており、OFF-JT実施の効果としては、業務知識以外で必要とされる基礎知識やビジネススキルの習得、参加者同士のつながりによる知見、視野を広げる等の効果が期待されています。さらに双方をバランスよく組み合わせて実施することにより、本補助金の目的である新規高卒者または若者等（新規学卒者及びUIJターン者）の地元就職及び定着を促進する効果の向上が見込まれます。 令和7年度よりOFF-JTの実施時間について、合計40時間以上（15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。）したうえで申請いただくことに運用を変更いたします。※下線部が変更箇所 <OJT> . . . 日常の業務に就きながら行われる研修で、自社において研修の担当者や内容を具体的に定め実施するものをいいます。 <OFF-JT> . . . 日常の業務を一時的に離れて行う研修で、自社に外部講師を招いて行う研修、社内でも他部署の社員による日常業務以外の内容の研修、社外で行われる新入社員研修等への参加、通信教育やe-ラーニングの受講などをいいます。 【例】 新規採用者が3人で、人材育成費、資格取得費を補助金上限額で申請した場合（新規高卒者・若者等の場合も同じ）																	
	【くるみん認定事業主の場合】																	
	<table><tr><th>対象となる経費</th><th>新規高卒者人財育成支援事業補助金 若者等人財育成支援事業補助金</th></tr><tr><td>①人材育成費用 ※OFF-JTを計40時間以上（15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。）実施すること。</td><td>補助率 : 補助対象経費の10分の10以内 補助金額 : 上限30万円 ※2人以上採用した場合5万円/人加算 1人採用（上限20万円）+ 2人目（5万円）+ 3人目（5万円）= 上限30万円</td></tr><tr><td>②資格取得費用</td><td>補助率 : 補助対象経費の2分の1以内 補助金額 : 上限10万円</td></tr><tr><td>申請限度額（①+②）</td><td>40万円</td></tr></table>	対象となる経費	新規高卒者人財育成支援事業補助金 若者等人財育成支援事業補助金	①人材育成費用 ※OFF-JTを計40時間以上（15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。）実施すること。	補助率 : 補助対象経費の10分の10以内 補助金額 : 上限30万円 ※2人以上採用した場合5万円/人加算 1人採用（上限20万円）+ 2人目（5万円）+ 3人目（5万円）= 上限30万円	②資格取得費用	補助率 : 補助対象経費の2分の1以内 補助金額 : 上限10万円	申請限度額（①+②）	40万円	<table><tr><th>対象となる経費</th><th>新規高卒者人財育成支援事業補助金 若者等人財育成支援事業補助金</th></tr><tr><td>①人材育成費用 ※OFF-JTを計40時間以上（15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。）実施すること。</td><td>補助率 : 補助対象経費の10分の10以内 補助金額 : 上限45万円 1人採用（上限30万円）+ 2人目（7.5万円）+ 3人目（7.5万円）= 上限45万円 ※1.5倍加算</td></tr><tr><td>②資格取得費用</td><td>補助率 : 補助対象経費の2分の1以内 補助金額 : 上限15万円 ※1.5倍加算</td></tr><tr><td>申請限度額（①+②）</td><td>60万円</td></tr></table>	対象となる経費	新規高卒者人財育成支援事業補助金 若者等人財育成支援事業補助金	①人材育成費用 ※OFF-JTを計40時間以上（15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。）実施すること。	補助率 : 補助対象経費の10分の10以内 補助金額 : 上限45万円 1人採用（上限30万円）+ 2人目（7.5万円）+ 3人目（7.5万円）= 上限45万円 ※1.5倍加算	②資格取得費用	補助率 : 補助対象経費の2分の1以内 補助金額 : 上限15万円 ※1.5倍加算	申請限度額（①+②）	60万円
	対象となる経費	新規高卒者人財育成支援事業補助金 若者等人財育成支援事業補助金																
	①人材育成費用 ※OFF-JTを計40時間以上（15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。）実施すること。	補助率 : 補助対象経費の10分の10以内 補助金額 : 上限30万円 ※2人以上採用した場合5万円/人加算 1人採用（上限20万円）+ 2人目（5万円）+ 3人目（5万円）= 上限30万円																
②資格取得費用	補助率 : 補助対象経費の2分の1以内 補助金額 : 上限10万円																	
申請限度額（①+②）	40万円																	
対象となる経費	新規高卒者人財育成支援事業補助金 若者等人財育成支援事業補助金																	
①人材育成費用 ※OFF-JTを計40時間以上（15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。）実施すること。	補助率 : 補助対象経費の10分の10以内 補助金額 : 上限45万円 1人採用（上限30万円）+ 2人目（7.5万円）+ 3人目（7.5万円）= 上限45万円 ※1.5倍加算																	
②資格取得費用	補助率 : 補助対象経費の2分の1以内 補助金額 : 上限15万円 ※1.5倍加算																	
申請限度額（①+②）	60万円																	
※子育てしやすい職場環境の整備による地元企業への就業・定着の促進を図る観点から、従業員の仕事と子育てを両立させるための一般事業主行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成し、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の「くるみん認定」を受けた企業に対して、人材育成費用、資格取得費用ともに、補助限度額を1.5倍加算します。 ※同一事業主が「新規高卒者人財育成支援事業補助金」と「若者等人財育成支援事業補助金」のそれぞれ申請条件を満たす場合は、両方に申請することができます。																		
2. 対象となる事業主	①市内に事業所を有する事業主 ②対象となる労働者の就労場所が一関公共職業安定所管内（一関市、平泉町） ③雇用保険適用事業の事業主 ④申請時において、直近3年（令和5年度～令和7年度）の市税を滞納していない事業主 ⑤公共職業安定所に求人の申込みをしており、高等学校等または公共職業安定所の紹介による雇用であること。	左記①～④に同じ																

	新規高卒者人財育成支援事業補助金		若者等人財育成支援事業補助金	
3. 対象となる労働者	新規高卒者	①雇用開始日において市内に住所を有し、または雇用開始時点では市外に住所があったが、雇用開始日が属する月から起算して12か月以内に一関市内に転入した者で、申請時において引き続き市内に住所を有する者	新規学卒者	①雇用開始日において市内に住所を有し、または雇用開始時点では市外に住所があったが、雇用開始日が属する月から起算して12か月以内に一関市内に転入した者で、申請時において引き続き市内に住所を有する者 ②大学院、大学、短大、高専、専修学校の専門課程等（学校等）を卒業した月の翌月から起算して6か月以内に雇用された者
		②高等学校等を卒業し、卒業した日からその年の9月30日までに雇用された者 ③高等学校等または公共職業安定所に求職の申込みをしていること	ＵＩＪターン者	①雇用開始日が属する月から起算して12か月以内に一関市内に転入した者、または一関市内に転入した日が属する月の翌月から起算して6か月以内に雇用された者で、申請時において引き続き市内に住所を有する者 ※転入前に1年以上市内に住所を有していない者に限る。
4. 対象となる雇用契約	①雇用期間の定めのないもの、または1年を超えて引き続き雇用が見込まれるもの ②通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であること。ただし、1週間の所定労働時間が30時間を下回らないこと ③雇用保険の一般被保険者であること ④事業主の親族（2親等以内）を雇用したものでないこと ⑤公序良俗に反する内容でないこと ※事業所の人事異動等の転勤により転居が想定される場合は対象外となります。			
5. 対象経費等	【人材育成費用】 ①雇用開始後12か月以内に実施したOJT及びOFF-JT等の人材育成に要した経費（ただし、令和7年度中に実施した研修に限る。） ②OJT(日常の業務に就きながら行われる研修)に対する助成額は、指導者1人につき1時間当たり1,000円とする。 ③OFF-JT(日常の業務を一時的に離れて行う研修)に対する助成額は、OFF-JT実施に要した経費の10分の10以内とする。 ④申請にあたってはOFF-JTを計40時間以上 （15時間以上の社外研修、及び社外講師を招いて行う社内研修の実施を含む。） 実施すること。 ※雇用開始日から雇用開始後12か月の期間が2か年度にわたる場合は、どちらか1年度限りの申請となります。			
※市、国または他の地方公共団体等から同様の補助金等の交付を受ける場合は対象外となります	【資格取得費用】 ①新規高卒者もしくは新規学卒者として令和5年3月1日以降に雇用した労働者、またはＵＩＪターン者として令和5年4月1日以降に雇用した労働者が、業務上の必要から令和7年度中に取得した国家資格、公的資格、民間資格の取得費用のうち、「資格取得の受講料、受験料又は受検料、資格の初回登録料」の2分の1以内（1円未満の端数は切り捨て）の額 ②資格取得費用の対象となる経費のうち、雇用開始後12か月以内の労働者が取得した資格にかかるものについては、人材育成費用として申請することができます。ただし、一つの資格の一連の資格取得費用について、人材育成費用と資格取得費用に分けて計算することはできません。			
6. 申請時期	①令和8年3月31日まで。ただし、雇用期間が1年に満たない者がいる場合は、その者を初めて雇用した日から起算して6か月を経過した日（その日が10月1日より前であるときは、10月1日）以降に申請することができます。 ②申請できる回数は、 <u>令和7年度中に1回限り</u> とします。			
7. 申請書の提出先	一関市役所 本庁 商政・労政課 または 各支所産業建設課 （〒021-8501 一関市竹山町7番2号 / お問い合わせ先 TEL:0191-21-8461 FAX : 0191-31-3037 E-mail : rodoseisaku@city.ichinoseki.iwate.jp）			
8. その他	予算の上限に達した場合、期限前に受付を終了します。 （期限前に受付を終了する場合は、一関市商政・労政課 労政係ホームページ「一関で働こう！」（ https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/rousei/ ）内でお知らせします。）			